

南九州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 11 日

南九州市長 塗木弘幸

南九州市条例第 22 号

南九州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

南九州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年南九州市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

8 市長	南九州市任意予防接種費用助成事業実施要綱(令和 8 年南九州市告示第148号。以下「任意予防接種費用助成事業実施要綱」という。))による予防接種に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第 2 に次のように加える。

6 市長	任意予防接種費用助成事業実施要綱による任意予防接種に関する事務であって規則で定めるもの	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種に関する情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。